

中期財政計画・財政見通し

(平成27年度～平成36年度)

平成27年3月

平成30年3月改訂

美馬市

目 次

はじめに	・・・	1
I 本市の財政状況	・・・	2
1. 「財政健全化目標」の達成状況	・・・	2
2. 合併以降の財政状況	・・・	5
II 第2次中期財政計画と平成32年度以降の財政見通し	・・・	11
1. 中期財政計画・財政見通しの試算条件	・・・	11
(1) 歳入	・・・	11
(2) 歳出	・・・	14
2. 第2次中期財政計画	・・・	16
(1) 歳入	・・・	16
(2) 歳出	・・・	17
(3) 主な財政指標	・・・	18
3. 平成32年度以降の財政見通し	・・・	19
(1) 歳入	・・・	19
(2) 歳出	・・・	20
(3) 主な財政指標	・・・	21
III 平成27年度以降の美馬市財政運営指針（第2次改訂）	・・・	22

はじめに

平成17年3月1日に脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村が合併して美馬市が誕生し、13年が経過しました。

合併直後の極めて厳しい財政状況を受け、平成19年10月、第1次総合計画及び同実施計画との整合を図りつつ、安定的な市民サービスの維持と、将来における持続可能な行財政運営の確保を目的として、「美馬市財政健全化に向けての基本方針」を策定し、この基本方針に平成26年度までの「財政健全化に向けての中期財政計画」（第1次中期財政計画）を盛り込み、収支均衡に向けての計画数値を示しました。（平成22年2月、「平成27年度以降の美馬市財政運営指針」の策定にあわせて見直し）

さらに、第1次中期財政計画の計画期間終了を受け、平成27年3月には平成27年度から平成31年度を計画期間とする第2次総合計画及び同実施計画の策定にあわせ、第2次中期財政計画（平成27年度～平成31年度）を策定しました。また、平成27年度以降普通交付税と臨時財政対策債の合併算定替え加算額が段階的に減額され、平成32年度には終了すること、地域交流センター整備事業や美馬地区統合小学校建設事業など大型事業の実施による後年度の公債費負担を検討する必要があることなどから、平成32年度以降の財政見直しについてもあわせて試算しました。

一方、「平成27年度以降の美馬市財政運営指針」につきましては、平成27年3月の改訂以降の状況を踏まえ、見直しを行っています。

今後も厳しい財政状況が見込まれますが、これまで以上に市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、全庁あげて行財政改革に取り組んでまいります。

I 本市の財政状況

1. 「財政健全化目標」の達成状況

平成22年2月、「平成27年度以降の美馬市財政運営指針」を策定し、平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を設定しました。この「財政健全化目標」については、平成27年3月、「中期財政計画・財政見通し（平成27年度～平成36年度）」の策定にあわせ、次のとおり改訂しています。

改訂前	平成27年3月改訂後
① 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。	① 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。
② 財政調整基金年度末残高を10億円以上確保する。	② 財政調整基金と減債基金の年度末残高の合計を20億円以上確保する。
③ 実質公債費比率（単年度）を10%未満に維持する。	③ 実質公債費比率（単年度）を9%未満に維持する。

なお、平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成を念頭においた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足について、最小限度の基金取崩し等によって対応するとともに、第2次行財政システム改革基本方針（「美馬市行財政改革指針」）の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の目標達成が可能となるよう取り組むこととしています。

また、新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見通し」の見直しを行い、後年度の財政負担の軽減を図ることを新たに指針に明記しました。

そこで、まず平成27年3月に改訂した「財政健全化目標」の達成状況の把握を通じ、合併以降の財政状況の分析を行います。

(1) 「3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない」

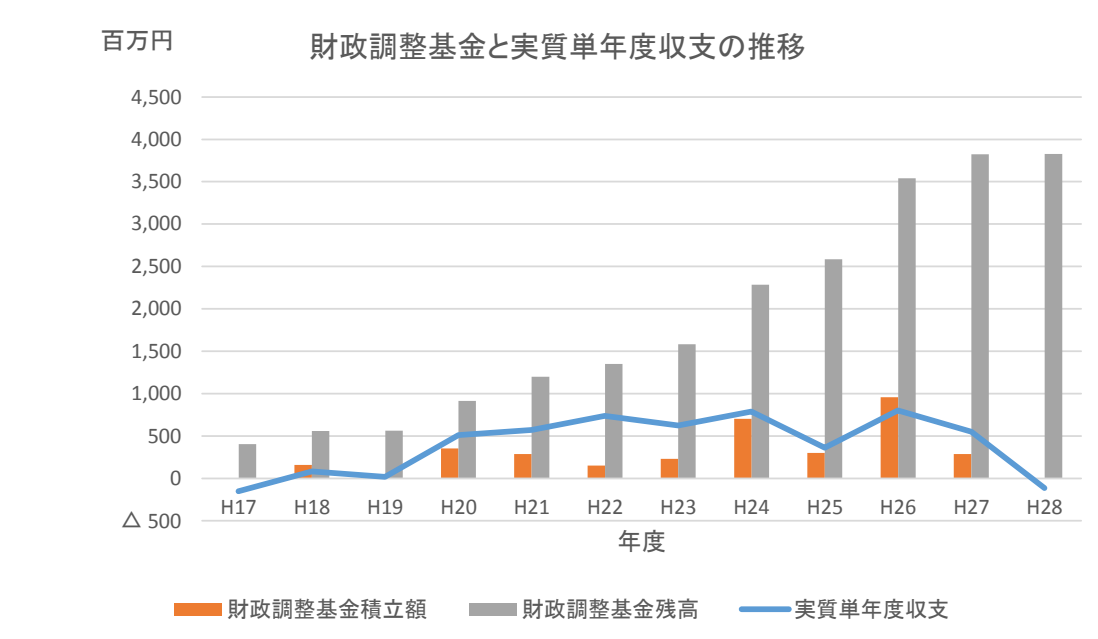
図表1のとおり、実質単年度収支の赤字計上は平成17年度と平成28年度のみです。また、平成20年度から平成24年度にかけて500百万円を上回る実質単年度収支の黒字基調が続き、順調に財政調整基金へ積立てを行うことができています。

なお、平成25年度に実質単年度収支の黒字幅が減少し、財政調整基金への積立てが減少したのは、里平野・横尾工場用地造成事業の影響によるものであり、平成28年度に実質単年度収支が赤字となったのは、美馬地区統合小学校建設事業と拝原最終処分場適正処理事業といった大型事業の影響に加え、合併算定替え加算額が減少したことによるものです。

(2) 「財政調整基金と減債基金の年度末残高の合計を20億円以上確保する」

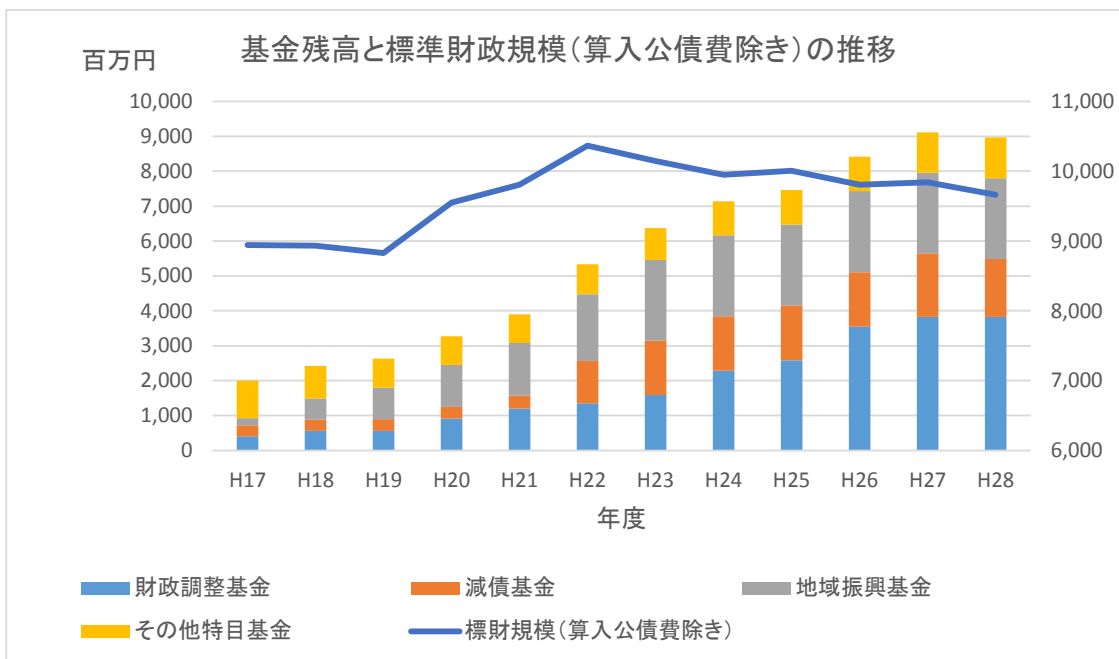
図表2のとおり、合併特例債を財源とした「地域振興基金」の伸びが大きく、限度額（2,300百万円）まで積み立てています。また、財政調整基金と減債基金についても順調に

図表 1



残高が増加し、平成22年度末以降は合計額が20億円を超えています。(平成28年度末は54億8,336万6千円。)ただし、財政調整基金と減債基金の増加は、普通交付税と臨時財政対策債の伸びによるところが大きく、算入公債費を除く標準財政規模の水準がこのまま下がり続けると、基金への積立ができなくなるだけでなく、取崩しが恒常化する恐れがあります。

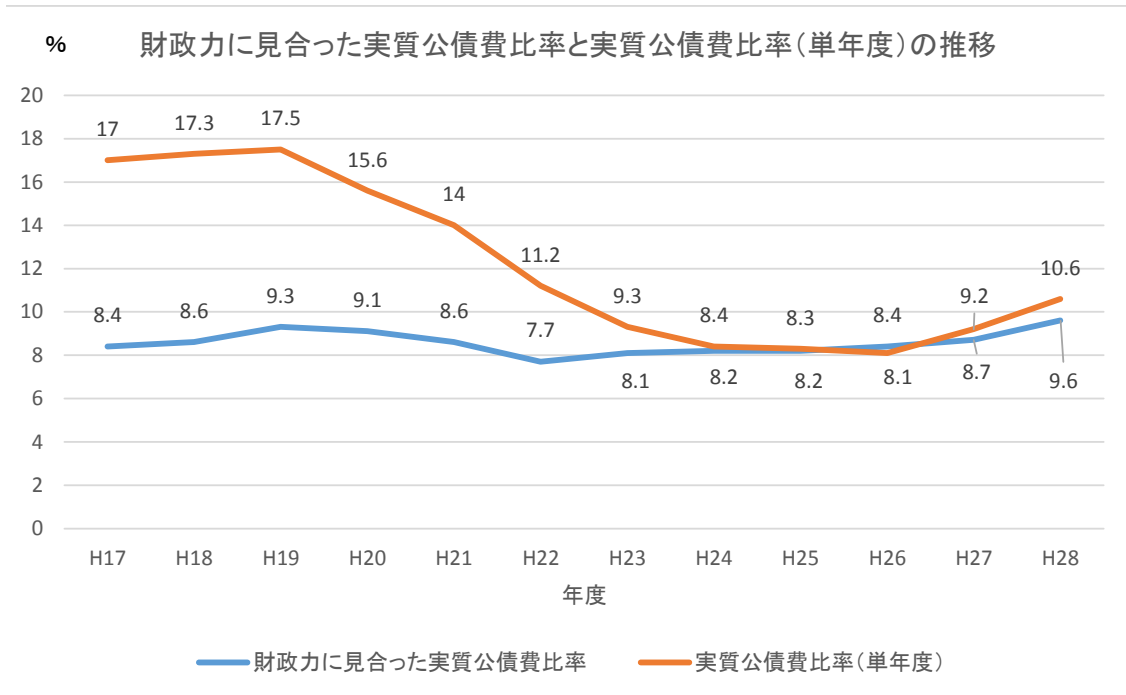
図表 2



(3) 「実質公債費比率（単年度）を9%未満に維持する」

図表3は、「財政力に見合った実質公債費比率」と「実質公債費比率（単年度）」の推移です。

図表3



「実質公債費比率（単年度）」の分子は「基準財政需要額に算入されない公債費及び準公債費」なので、基準財政需要額に算入されていない財源である「留保財源（標準税収入額の25%相当額）」と比較することで、公債費の水準が財政力に見合ったものかどうか分析することができます。

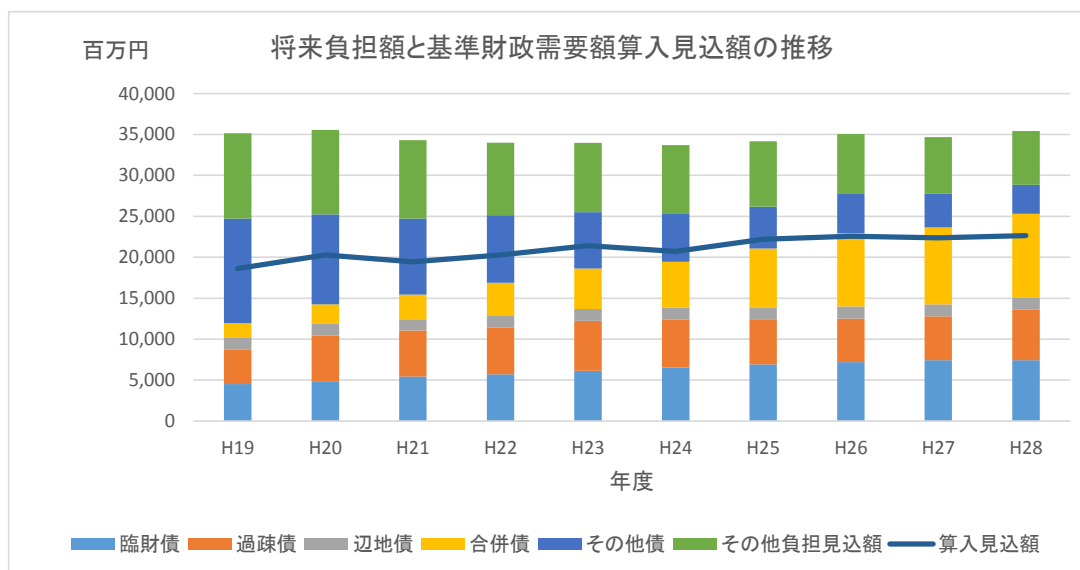
「財政力に見合った実質公債費比率」は概ね8.0%～10.0%で推移していますが、平成19年度以降「実質公債費比率（単年度）」が改善し、乖離が是正されています。

また、平成24年度以降両比率はほぼ同水準（＝公債費が他の経費を圧迫していない状態）で推移していましたが、平成27年度からは「実質公債費比率（単年度）」が悪化に転じ、両比率は再び乖離しています。これは、穴吹庁舎増築・改修事業債の償還を4年間という極めて短期間に設定したことが影響しています。

「実質公債費比率（単年度）」の改善は、公債費のうち基準財政需要額への算入率が高まったためであり、将来負担比率の算定に用いる「将来負担額」に対する基準財政需要額算入見込額の推移を示したものが図表4です。

「将来負担額」のうち地方債残高については横ばいで推移していますが、基準財政需要額への算入率の高い過疎対策事業債や辺地対策事業債、合併特例債、臨時財政対策債の割合が高まり、「将来負担額」に占める基準財政需要額算入見込額の割合が高まっていることが分かります。

図表 4



以上のように「平成32年度以降目指すべき『財政健全化目標』」について、平成28年度までにおいては達成しています。しかしながら、達成の要因は、普通交付税と臨時財政対策債の伸びや基準財政需要額へ算入された公債費の増加であり、国の地方財政政策に左右されやすい財政構造であるということが言えます。

2. 合併以降の財政状況

(1) 市税

財政運営の根幹である市税について、合併以降の推移を示したものが図表5であり、平成19年度の市民税の増加は所得税からの税源移譲（基準財政収入額に100%算入）が要因です。

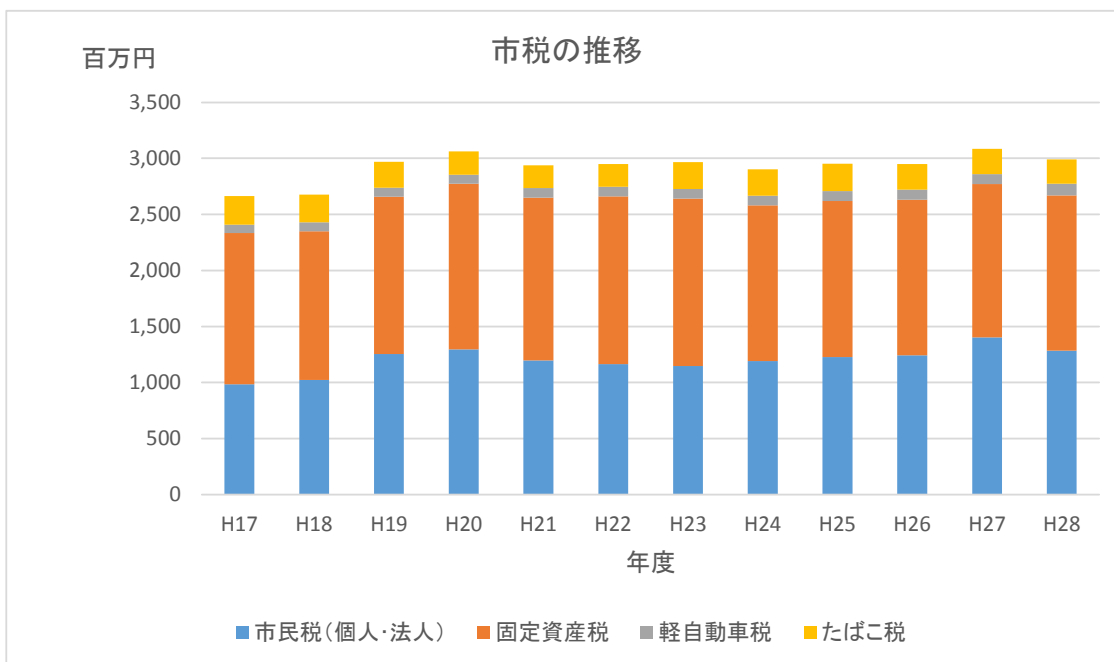
市税全体ではほぼ安定的に推移しており、景気にあまり左右されない構造と言えますが、国の税制改正の動向に留意する必要があります。なお、市税徴収率は95.7%（平成27年度）で、県内8市中最も高くなっています。

(2) 普通交付税・臨時財政対策債

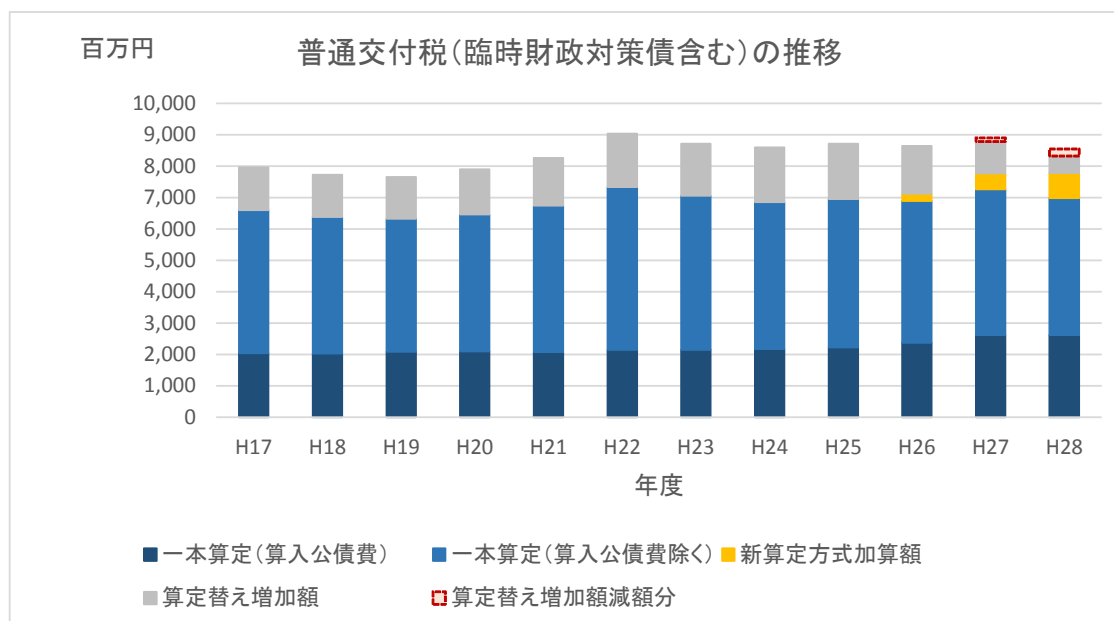
図表6のとおり、合併以降、平成19年度まで抑制が続きましたが、平成20年度から平成22年度までは国の地方財政政策の影響で増加しています。また、平成22年度から平成24年度にかけて減少基調で推移しましたが、平成25年度以降はほぼ横ばいとなっています。（合併以降横ばいで推移してきた算入公債費については平成25年度以降増加しています。）

なお、平成27年度から合併算定替え加算額が段階的に減額されていますが、新算定方式（「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」）が平成26年度から導入され、減額分を補う形となっています。

図表 5



図表 6

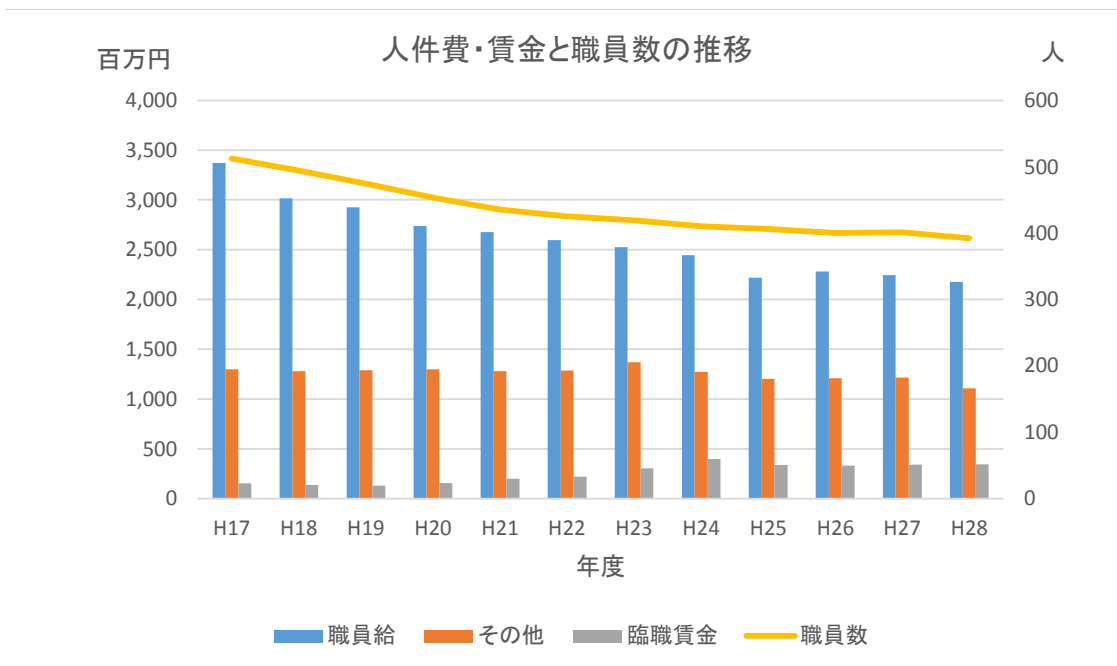


(3) 人件費

合併以降、職員数の減少に伴い人件費の減少が続いています。(平成17年度から平成28年度までで120人の減(普通会計職員))(図表7)

また、平成18年度から平成20年度までの3年間と平成25年度(9か月間)に職員給与の臨時削減を実施したため、対前年度比で削減率が大きくなっています。(職員数の減少もあり、平成26年度以降においても漸減傾向)

図表 7



(4) 扶助費

扶助費全体として増加しており、なかでも社会福祉費と児童福祉費関係の伸びが大きくなっています。(図表 8)

このうち社会福祉費は、その大半が障害福祉サービス費であり、平成 22 年度から低所得者の利用者負担が無料化されたこと、サービスの利用が増加したことなどの影響とみられます。また、児童福祉費では、子ども手当の創設や、みまっこ医療費助成事業の拡充(中学生まで)などの影響で、平成 22 年度に大幅増となっており、その後も 600 百万円を超える水準で推移しています。

なお、生活保護費については、医療扶助費の動向により年度間でばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

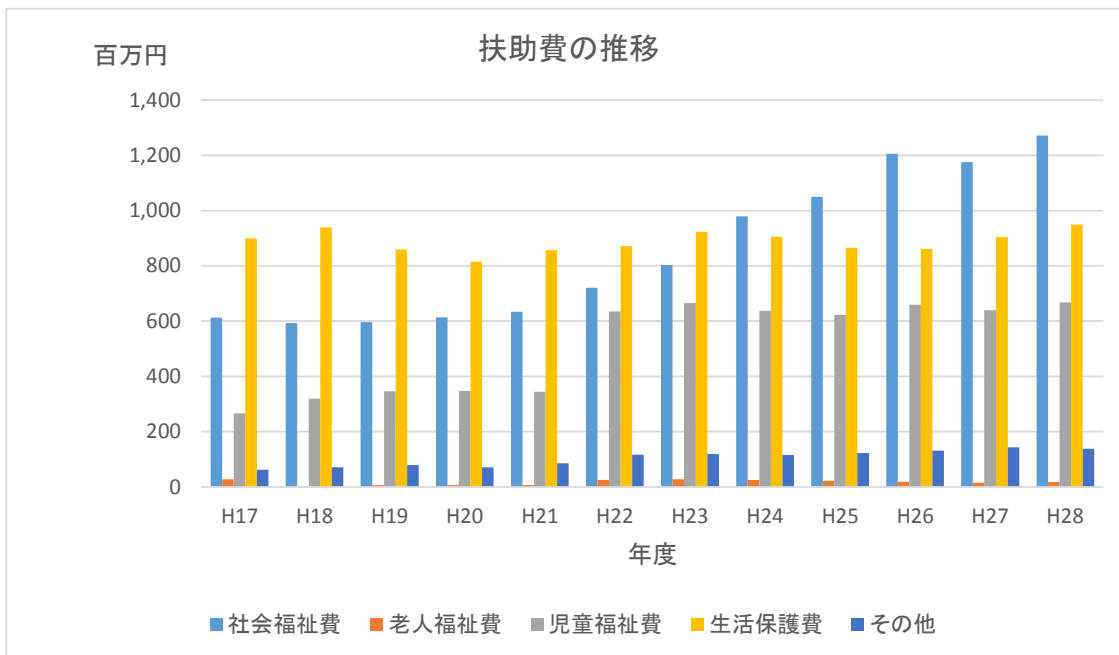
(5) 一部事務組合負担金

補助費等のうち約 78% を占める一部事務組合負担金の推移を示したものが図表 9 です。

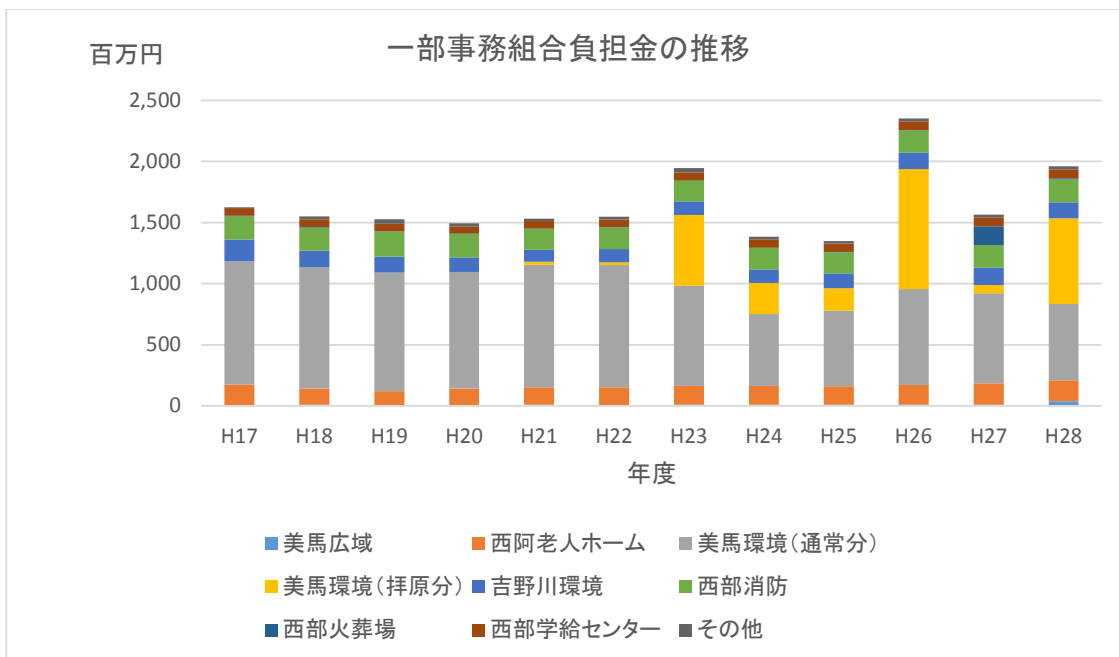
一部事務組合負担金のうち、美馬環境整備組合負担金の通常分については、クリーンセンター美馬建設事業債の償還終了に伴い平成 23 年度以降段階的に減少していますが、老朽化に伴う修繕費の増加により平成 26 年度以降は増加傾向です。一方、栢原最終処分場適正処理事業(循環型社会形成推進事業)分については、用地費分の負担金を計上したことで平成 23 年度に、国の補正予算に伴い事業費を前倒し計上したことで平成 26 年度と平成 28 年度にそれぞれ大きく増加しています。(財源は合併特例債)

なお、美馬環境整備組合以外の組合負担金は大きな増減はありません。

図表 8



図表 9

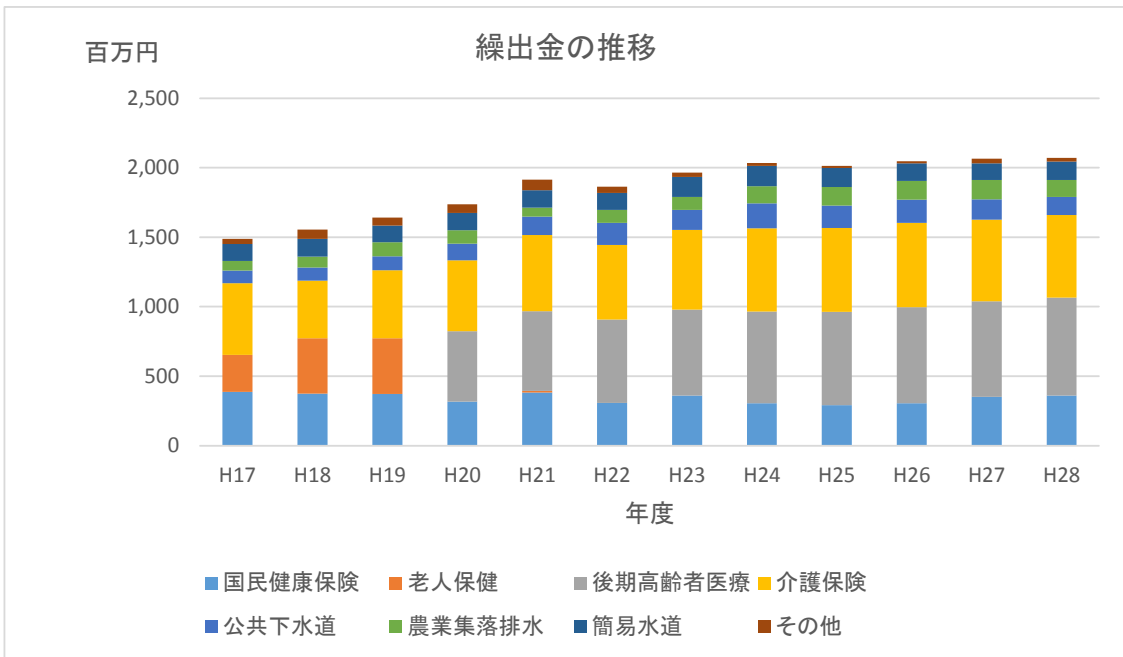


(6) 繰出金

高齢者の医療費増加に伴い、後期高齢者医療（老人保健）特別会計への繰出金が増加しています。また、介護給付費の増加により介護保険特別会計繰出金も増加傾向です。

公共下水道事業・農業集落排水事業両特別会計への繰出金の増については、公債費や維持管理費の増加に加え、平成23年度に加入率向上対策を実施したことによるものです。

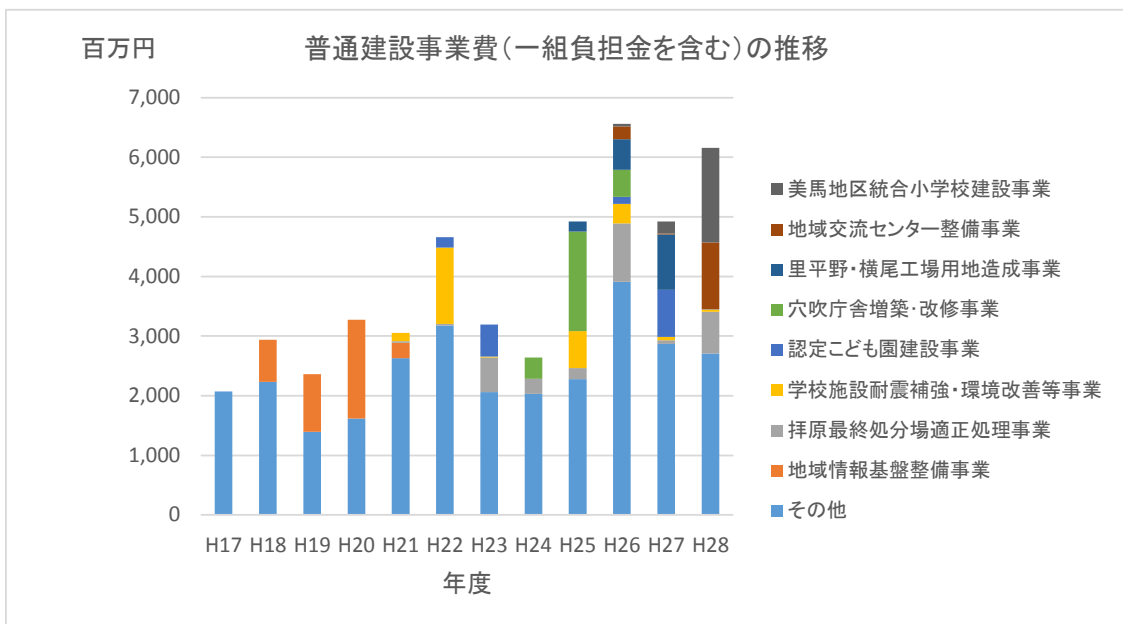
図表10



(7) 普通建設事業費

総事業費が10億円を超える事業を大型プロジェクトと定義し、他の普通建設事業費を含めた推移を分析したものが図表11-1です。(一部事務組合負担金を含む)平成22年度は国の経済対策(平成21年度繰越分)による増加であり、平成25年度以降は切れ目なく大型プロジェクトを展開したため高い水準で推移しています。また、大型プロジェクト以外の事業費も増加傾向にあります。

図表11-1

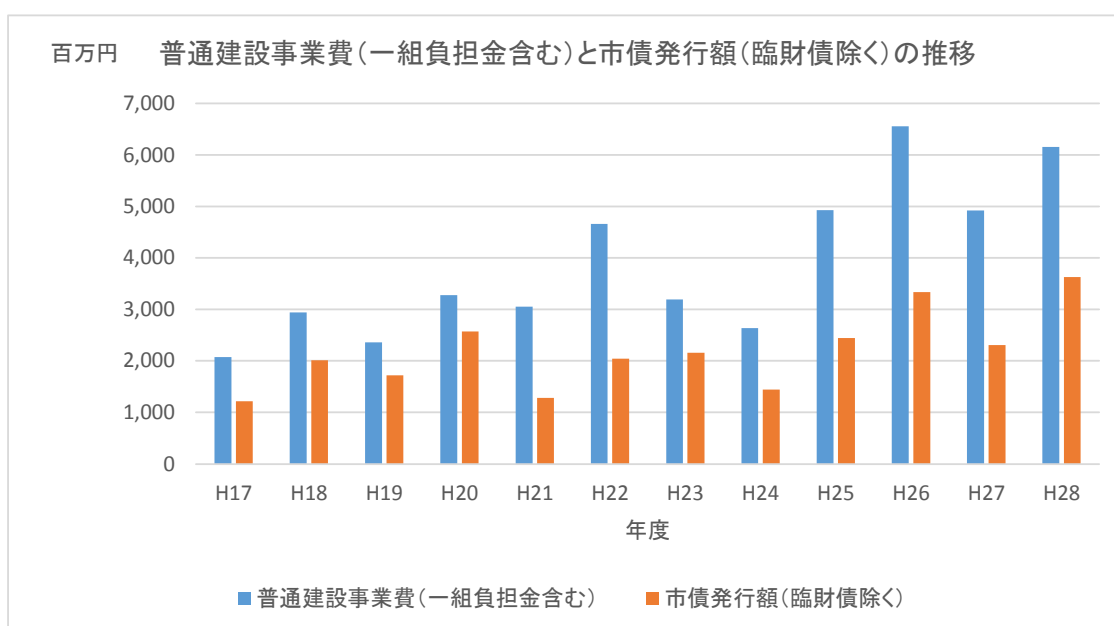


次に、普通建設事業費（一部事務組合負担金を含む）と市債発行額（臨時財政対策債を除く）の推移を示したものが図表11-2ですが、両者は概ね連動しています。

平成18年度から平成20年度まで、普通建設事業費（一部事務組合負担金を含む）に対して市債発行額（臨時財政対策債を除く）の割合が高いのは、地域情報基盤整備事業を市単独事業で実施したことによるものです。逆に、平成21年度及び22年度に市債発行額（臨時財政対策債を除く）の割合が低いのは、国の経済対策に伴う各交付金を活用したことが影響しています。

市債発行額（臨時財政対策債を除く）が少ない平成17年度、21年度及び24年度を基準にすると、1,200百万円から1,450百万円程度が本市の市債発行額（臨時財政対策債を除く）のベース（基準額）と考えられます。（近年は大きく超過しています。）

図表11-2



Ⅱ 第2次中期財政計画と平成32年度以降の財政見通し

1. 中期財政計画・財政見通しの試算条件

(1) 歳入

① 市税

・ 市民税

個人均等割は平成35年度まで復興特別税の一環で実施されている加算を見込んでいます。法人税割や個人所得割については、生産年齢人口の減少により全体的には落ち込むものの、近年の企業業績や大塚製薬株式会社の工場立地などによる雇用増を見込み、ほぼ横ばいで試算しています。

・ 固定資産税

土地・償却資産については、太陽光発電の特例終了や評価額の下落に伴う減少が見込まれますが、平成34年度から大塚製薬株式会社の工場立地に伴う課税開始を見込み、ほぼ横ばいで試算しています。(減免期間の終了) また、家屋については、3年毎の評価替えを反映しています。

・ 軽自動車税

税制改正(平成27年4月1日以降新規取得車の税率引上げ)に伴う増加を見込んでいます。

・ たばこ税

平成30年税制改正の影響で一時的には増加する見込みですが、健康志向の高まりから喫煙者の減少が見込まれるため、ほぼ横ばいで試算しています。

② 地方譲与税

地方譲与税は、制度見直しや景気動向等不確定要素が大きいものの、平成29年度と同水準での推移を見込んでいます。

なお、森林環境税の創設に伴い新たに設けられる森林環境譲与税については、配分基準が示されているものの、試算できる段階にはないため、反映していません。(対応する歳出についても計上していません。)

③ 県税交付金

・ 利子割、配当割、株式譲渡所得割の各交付金、地方消費税交付金(従来分)及びゴルフ場利用税交付金については、景気や人口動向等の影響は受けるものの、平成30年度(見込み)と同水準での推移を見込んでいます。

・ 地方消費税交付金(引上げ分)については、消費税率の10%への引上げが平成29年4月から平成31年10月へ延期されたことを反映しています。

・ 自動車取得税交付金については、消費税率の10%への引上げ時に廃止されることとされているため、平成31年度以降は0百万円としています。

④ 地方交付税・臨時財政対策債

・ 普通交付税・臨時財政対策債

基準財政収入額は、①～③の試算を反映。

基準財政需要額のうち、個別算定経費(事業費補正、密度補正、公債費及び一本算定における「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」分を除く)及び包括算定経費につ

いては、平成29年度の額から、国勢調査による人口減少の影響（平成33年度～：△100百万円）を考慮して試算し、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」については、不確定な要素が大きいものの、地方財政対策により「まち・ひと・しごと創生事業費」の総額が今後も確保されることを想定し、平成29年度算定額と同水準での推移を見込んでいます。（国の動向によりこうした前提が崩れると試算が大きく変動します。）

なお、「地域経済・雇用対策費」については、平成29年度で終了することとされています。

また、市債の平成29年度（平成28年度繰越分含む）までの発行額と、平成30年度以降の発行見込額を踏まえ、事業費補正、密度補正及び公債費を試算しています。一方、臨時財政対策債については、平成29年度の発行額を基準とし、合併算定替え加算額の減額、廃止を念頭に、平成32年度以降400百万円で推移すると見込んでいます。

なお、合併算定替えに替わる新たな算定方法（「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」）が平成26年度から導入されています。（図表12）

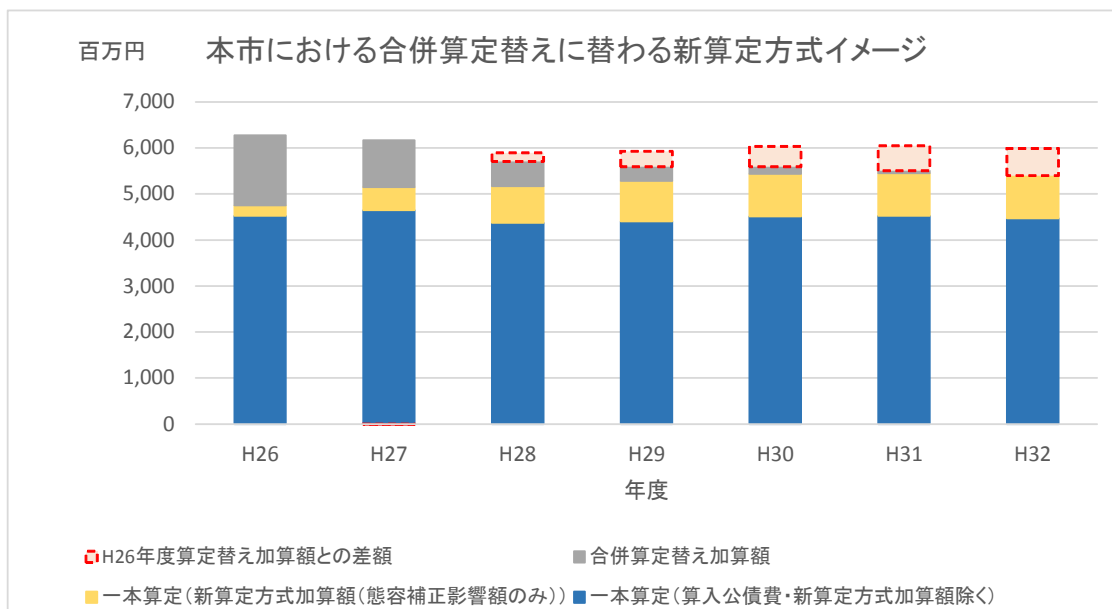
図表12

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について			
基本的な考え方			
平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。（平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し）			
◇具体的な見直し内容は下記のとおり			
見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の出張所数等を見直し ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・ 人口密度による補正を充実	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・ 離島、属島の増高経費を反映（消防、清掃分）	
H28	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 旧市町村単位の保険福祉に係る住民サービス経費を加算	1,200億円程度
	その他の教育費 徴税费	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・ 離島、属島の増高経費を反映（保険福祉等分）	
	地域振興費 (230億円程度)	・ 支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額 ①人口8,000人規模の旧市町村の場合、標準的な支所の経費として1,800万円程度を増額 ②従前どおり、旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとの、標準的な支所の経費を合算し算定	
H29	その他教育費 (90億円程度)	・ 学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設	500億円程度
	都市計画費 (50億円程度) その他の土木費 (30億円程度) 農業行政費 (100億円程度)	・ 標準団体の面積の見直し(160?→210?)に伴い、標準団体の経費を見直し、単位費用に反映	
	商工行政費 等	・ 標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度
◇ 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。 ◇ 影響額は合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。			

出典：平成29年度地方交付税のあらまし（地方交付税制度研究会編）

この新算定方式は、支所経費に加え、消費税や清掃費、保健衛生費、徴税费といった、合併後の面積の拡大等に伴って合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映させるもので、本市においては合併算定替え加算額の7割程度がカバーされる見通しです。(図表13)

図表13



・ **特別交付税**

特別交付税は平成26年度から平成29年度までの実績を踏まえ、平成30年度に800百万円、平成31年度に750百万円、平成32年度以降は700百万円で推移すると見込んでいます。特別交付税は全国的な災害の状況や交付税総額の動向による影響が大きいため注意が必要です。

⑤ **国庫支出金・県支出金**

国庫支出金、県支出金ともに歳出に伴い収入される各事業の負担金、補助金及び委託金の計上を見込んでいます。

⑥ **繰入金**

財政調整基金と減債基金については、各年度の財源不足を補うため所要額を取り崩しています。(平成30年度については、収支調整のため当初予算計上額から減額。)

その他基金からの繰入金についても、平成30年度は収支調整のため当初予算から減額しており、平成31年度以降は72～76百万円で推移すると見込んでいます。(地域振興基金利子やオラレ運営協力費など、繰入金に対応する歳入が確保されており、一定額を繰り入れたとしても残高は確保されます。)

⑦ **繰越金**

平成30年度は、平成29年度の実質収支見込額585百万円を計上し、平成31年度以降は、500百万円で推移すると見込んでいます。

⑧ **諸収入**

地域情報ネットワーク施設貸出使用料、オラレ運営協力費などを計上しています。⚭

場立地に関する覚書などに基づき工場用地を造成し、売却した場合の収入は諸収入に計上しますが、対応する歳出を含め今回は見込んでいません。

⑨ 市債（臨時財政対策債を除く）

各事業の財源として市債の計上を見込んでいます。なお、合併特例債については発行期限が平成36年度末まで5年間延長される見込みであることから、限度額まで活用することを前提に試算しています。（平成30年度以降発行可能額：1,591.3百万円）また、過疎対策事業債については、平成33年度以降も継続（現行制度は平成32年度まで）すると見込んで計上しており、ソフト事業分についても、平成31年度と平成32年度は平成30年度（見込み）と同額、平成33年度以降は基準財政需要額（一本算定・見込み）の伸率を参考に、150百万円で推移すると見込んでいます。

⑩ その他

①～⑨以外の歳入については、平成30年度（見込み）と同水準で推移すると見込んで計上しています。

(2) 歳出

① 人件費

平成30年度（見込み）の人件費を基準に試算しています。（平成31年度は、美馬西部学校給食センター組合の廃止に伴う職員増を反映。平成33年度以降については、採用計画未定のため、平成33年度の職員数で推移するものとして試算。（図表14）

図表14

職員数（普通会計）の推移（見込み）

（単位：人）

年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
職員数	改訂前	401	400	395	384	384	384	384	384	384	384
	改訂後	400	395	392	380	386	386	380	380	380	380
	差 引	△1	△5	△3	△4	2	2	△4	△4	△4	△4

② 扶助費

障害福祉サービス費については伸びを見込み、生活保護扶助費等については平成30年度当初予算計上額と同水準での推移を見込んでいます。

③ 公債費

市債の平成29年度までの発行額（平成28年度繰越分を含む）と平成30年度以降の発行見込額を踏まえ試算しています。

④ 物件費

平成27年度から平成29年度までの実績（見込み）を踏まえ試算しています。地域交流センターや市立図書館の管理運営経費、地方創生推進交付金を活用した各事業費などを見込んでいます。

また、老朽化した公共施設の解体については、公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定、平成29年11月改訂）の個別施設計画に基づき、計画的に実施することとしていますが、平成31年度以降については反映していません。

⑤ 維持補修費

道路維持費を中心に老朽化した公共施設の維持補修費について伸びを見込んでいます。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の統廃合や解体を行い、維持補修経費の軽減を図る必要があります。

⑥ 補助費等

・ 一部事務組合負担金

クリーンセンター美馬については老朽化に伴い更新、修繕経費の増加が見込まれますが、熱交換器更新経費（平成30年度～平成33年度）のみ計上しています。その他の更新、修繕については平成30年度に計画を策定する予定です。

また、ひかり荘の老朽化に伴う外壁修繕及び空調機器更新等については平成30年度に実施予定です。

その他の一部事務組合については基本的に平成30年度の負担金が継続するものとして試算しています。

* 吉野川浄園新処理場建設費については検討中であり、試算できる段階にないため、反映していません。

・ その他

平成31年度までは、地方創生関係の補助・助成金の継続及び地方創生推進交付金事業の影響を見込んでいます。また、平成33年度には大塚製薬株式会社「徳島美馬工場」の稼働に伴う雇用奨励金を見込んでいます。

⑦ 積立金

指定寄附金や地域振興基金等の預金利子、オラレ運営協力費の基金への積み立てを行い、翌年度に取り崩すこととしています。

⑧ 投資及び出資金・貸付金

投資及び出資金については、平成27年度及び28年度の工業用水道事業会計への出資金及び平成29年度の一般社団法人美馬観光ビューロー設立のための出資金のみ計上しています。一方、貸付金については、災害援護資金貸付金と生活保護被保護者貸付金の実績がないものとして計上していません。

⑨ 繰出金

繰出金のうち、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計（うち旧簡易水道事業分）の各会計繰出金については、公債費の償還終了に伴う減少を見込んでいます。

一方、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計の各会計繰出金については高齢化の進展により増加が見込まれるものの、高齢者を含む人口の減少及びこれに伴う被保険者数の減少を考慮し、平成30年度当初予算とほぼ同額で推移すると見込んでいます。

⑩ 普通建設事業費・災害復旧事業費

普通建設事業費については、平成30年度は当初計上分と補正見込み分を計上する一方、平成31年度以降は大型事業がないものとして試算しています。

2. 第2次中期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込み)	30年度(見込み)	31年度(見込み)
市税	改訂前	2,856	2,850	2,850	2,799	2,819
	改訂後	3,083	2,990	2,977	2,893	2,869
地方譲与税	改訂前	234	234	234	234	234
	改訂後	234	231	230	219	224
利子割交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	7	3	8	5	2
配当割交付金	改訂前	23	23	23	23	23
	改訂後	29	20	25	19	30
株式譲渡所得割交付金	改訂前	25	25	25	25	25
	改訂後	28	13	25	20	17
地方消費税交付金	改訂前	464	464	500	558	590
	改訂後	564	503	506	498	495
ゴルフ場利用税交付金	改訂前	10	10	10	10	10
	改訂後	11	11	10	10	11
自動車取得税交付金	改訂前	21	21	0	0	0
	改訂後	32	37	47	46	0
地方特例交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	5	6	7	7	7
地方交付税	改訂前	9,081	8,705	8,622	8,554	8,461
	改訂後	8,963	8,621	8,396	7,960	7,915
うち普通交付税	改訂前	8,384	8,105	8,072	8,054	8,011
	改訂後	8,119	7,809	7,576	7,160	7,165
交通安全対策特別交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	5	5	4	4	5
分担金及び負担金	改訂前	23	23	23	23	23
	改訂後	35	39	21	20	20
使用料及び手数料	改訂前	307	307	307	307	307
	改訂後	326	322	303	308	308
国庫支出金	改訂前	3,291	3,736	2,343	2,316	2,290
	改訂後	3,001	3,742	3,137	2,467	2,329
県支出金	改訂前	1,218	1,200	1,199	1,135	1,171
	改訂後	1,446	1,279	1,319	1,492	1,268
財産収入・寄附金	改訂前	26	26	25	25	25
	改訂後	989	46	61	51	44
繰入金	改訂前	514	179	78	47	47
	改訂後	76	744	539	983	422
うち財調・減債基金繰入金	改訂前	222	132	31	0	0
	改訂後	0	600	189	896	344

繰越金	改訂前	150	0	0	0	0
	改訂後	927	797	754	585	500
諸収入	改訂前	915	462	212	212	211
	改訂後	283	263	289	320	408
市債	改訂前	3,203	3,838	1,626	1,528	1,260
	改訂後	2,975	4,138	4,363	2,954	1,585
うち臨時財政対策債	改訂前	697	600	550	500	450
	改訂後	665	507	520	500	450
歳入合計	改訂前	22,376	22,118	18,092	17,811	17,511
	改訂後	23,019	23,810	23,021	20,861	18,459

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込み)	30年度(見込み)	31年度(見込み)
人件費	改訂前	3,688	3,611	3,573	3,483	3,498
	改訂後	3,461	3,285	3,418	3,380	3,382
扶助費	改訂前	2,919	2,959	3,003	3,029	3,054
	改訂後	2,877	3,041	2,989	3,047	3,066
公債費	改訂前	3,211	3,355	3,306	3,030	2,977
	改訂後	3,183	3,335	3,284	2,941	2,866
物件費	改訂前	2,274	2,281	2,304	2,334	2,283
	改訂後	2,326	2,467	2,729	2,835	2,598
維持補修費	改訂前	186	174	180	188	218
	改訂後	197	189	346	226	208
補助補等	改訂前	2,185	2,023	1,675	1,699	1,698
	改訂後	2,213	2,515	2,043	1,894	1,789
うち一部事務組合負担金	改訂前	1,623	1,541	1,207	1,212	1,208
	改訂後	1,565	1,958	1,403	1,280	1,215
繰出金	改訂前	2,086	2,058	2,067	2,050	2,019
	改訂後	2,064	2,073	2,039	2,087	2,076
積立金	改訂前	841	41	41	258	220
	改訂後	758	591	92	69	80
投資及び出資金・貸付金	改訂前	24	29	4	4	4
	改訂後	22	45	11	0	0
普通建設事業費	改訂前	4,893	5,518	1,870	1,667	1,471
	改訂後	4,665	5,402	5,385	3,616	1,830
災害復旧事業費	改訂前	44	44	44	44	44
	改訂後	456	113	100	265	64
その他	改訂前	25	25	25	25	25
	改訂後	0	0	0	0	0
歳出合計	改訂前	22,376	22,118	18,092	17,811	17,511
	改訂後	22,222	23,056	22,436	20,360	17,959

(3) 主な財政指標

(単位：百万円・%)

区 分		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込み)	30年度(見込み)	31年度(見込み)
財調・減債基金残高	改訂前	4,500	4,369	4,339	4,557	4,737
	改訂後	5,645	5,483	5,299	4,407	4,068
	対前年度	536	△162	△184	△892	△339
その他特定目的基金	改訂前	3,033	3,026	3,019	3,012	3,005
	改訂後	3,465	3,482	3,227	3,204	3,202
地方債残高	改訂前	28,335	29,087	27,671	26,417	24,880
	改訂後	27,794	28,847	30,148	30,357	29,251
うち臨時財政対策債	改訂前	7,420	7,530	7,549	7,476	7,263
	改訂後	7,388	7,405	7,393	7,320	7,163
実質公債費比率(3年平均)	改訂前	8.7	9.3	9.5	9.2	8.6
	改訂後	8.5	9.2	10.3	10.6	10.4
実質公債費比率(単年度)	改訂前	9.0	10.0	9.5	8.3	8.0
	改訂後	9.2	10.6	11.1	10.2	10.1
標準財政規模	改訂前	12,726	12,347	12,279	12,218	12,177
	改訂後	12,459	12,275	11,840	11,460	11,151
うち算入公債費除き	改訂前	10,486	9,992	9,922	10,028	10,015
	改訂後	10,211	9,921	9,546	9,381	9,119

3. 平成32年度以降の財政見通し

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分		32年度(見込み)	33年度(見込み)	34年度(見込み)	35年度(見込み)	36年度(見込み)
市税	改訂前	2,818	2,764	2,801	2,797	2,734
	改訂後	2,867	2,995	3,050	3,039	2,992
地方譲与税	改訂前	234	234	234	234	234
	改訂後	224	224	224	224	224
利子割交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	3	3	3	3	3
配当割交付金	改訂前	23	23	23	23	23
	改訂後	30	30	30	30	30
株式譲渡所得割交付金	改訂前	25	25	25	25	25
	改訂後	17	17	17	17	17
地方消費税交付金	改訂前	590	590	590	590	590
	改訂後	553	640	640	640	640
ゴルフ場利用税交付金	改訂前	10	10	10	10	10
	改訂後	12	11	12	11	12
自動車取得税交付金	改訂前	0	0	0	0	0
	改訂後	0	0	0	0	0
地方特例交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	7	7	7	7	7
地方交付税	改訂前	8,531	8,243	8,131	8,108	8,096
	改訂後	7,905	7,613	7,599	7,563	7,539
うち普通交付税	改訂前	8,131	7,843	7,731	7,708	7,696
	改訂後	7,205	6,963	6,949	6,913	6,889
交通安全対策特別交付金	改訂前	5	5	5	5	5
	改訂後	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	改訂前	23	23	23	23	23
	改訂後	20	20	20	20	20
使用料及び手数料	改訂前	307	307	307	307	307
	改訂後	308	308	308	308	308
国庫支出金	改訂前	2,243	2,200	2,215	2,199	2,216
	改訂後	2,286	2,287	2,282	2,238	2,246
県支出金	改訂前	1,160	1,109	1,142	1,149	1,132
	改訂後	1,231	1,211	1,232	1,223	1,200
財産収入・寄附金	改訂前	25	25	25	25	25
	改訂後	44	44	44	44	44
繰入金	改訂前	47	47	46	47	47
	改訂後	525	561	531	453	392
うち財調・減債基金繰入金	改訂前	0	0	0	0	0
	改訂後	450	485	456	377	316

繰越金	改訂前	0	0	0	0	0
	改訂後	500	500	500	500	500
諸収入	改訂前	210	210	210	210	210
	改訂後	320	320	320	289	289
市債	改訂前	1,106	981	981	981	981
	改訂後	1,409	1,377	1,233	1,132	1,134
うち臨時財政対策債	改訂前	400	400	400	400	400
	改訂後	400	400	400	400	400
歳入合計	改訂前	17,367	16,806	16,778	16,743	16,668
	改訂後	18,266	18,173	18,057	17,746	17,602

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分		32年度(見込み)	33年度(見込み)	34年度(見込み)	35年度(見込み)	36年度(見込み)
人件費	改訂前	3,513	3,478	3,503	3,514	3,501
	改訂後	3,409	3,330	3,348	3,378	3,388
扶助費	改訂前	3,083	3,117	3,147	3,179	3,212
	改訂後	3,097	3,118	3,139	3,150	3,161
公債費	改訂前	3,093	2,923	2,761	2,663	2,400
	改訂後	2,915	3,026	3,032	2,949	2,743
物件費	改訂前	2,323	2,288	2,342	2,280	2,261
	改訂後	2,531	2,495	2,554	2,476	2,493
維持補修費	改訂前	192	200	207	207	210
	改訂後	200	191	190	189	186
補助補等	改訂前	1,692	1,671	1,687	1,681	1,654
	改訂後	1,747	1,739	1,585	1,577	1,580
うち一部事務組合負担金	改訂前	1,203	1,183	1,199	1,192	1,164
	改訂後	1,193	1,153	1,039	1,032	1,033
繰出金	改訂前	1,994	1,962	1,947	1,937	1,922
	改訂後	2,066	2,048	2,042	2,031	2,070
積立金	改訂前	137	52	67	165	389
	改訂後	80	80	79	79	79
投資及び出資金・貸付金	改訂前	4	4	4	4	4
	改訂後	0	0	0	0	0
普通建設事業費	改訂前	1,267	1,042	1,044	1,044	1,046
	改訂後	1,677	1,603	1,545	1,373	1,358
災害復旧事業費	改訂前	44	44	44	44	44
	改訂後	44	44	44	44	44
その他	改訂前	25	25	25	25	25
	改訂後	0	0	0	0	0
歳出合計	改訂前	17,367	16,806	16,778	16,743	16,668
	改訂後	17,766	17,674	17,558	17,246	17,602

(3) 主な財政指標

(単位：百万円・%)

区 分		32年度(見込み)	33年度(見込み)	34年度(見込み)	35年度(見込み)	36年度(見込み)
財調・減債基金残高	改訂前	4,834	4,845	4,873	4,998	5,348
	改訂後	3,622	3,142	2,690	2,317	2,005
	対前年度	△446	△480	△452	△373	△312
その他特定目的基金	改訂前	2,998	2,992	2,985	2,978	2,970
	改訂後	3,202	3,202	3,201	3,200	3,199
地方債残高	改訂前	23,105	21,357	19,753	18,230	16,957
	改訂後	27,899	26,383	24,699	22,982	21,458
うち臨時財政対策債	改訂前	7,016	6,737	6,451	6,181	5,974
	改訂後	6,924	6,654	6,374	6,110	5,907
実質公債費比率(3年平均)	改訂前	8.2	8.1	7.7	7.0	5.7
	改訂後	10.1	10.2	10.2	10.0	9.2
実質公債費比率(単年度)	改訂前	8.4	7.9	6.9	6.1	4.0
	改訂後	10.2	10.4	10.2	9.6	7.8
標準財政規模	改訂前	12,245	11,903	11,828	11,801	11,727
	改訂後	11,197	11,220	11,262	11,214	11,143
うち算入公債費除き	改訂前	9,999	9,761	9,749	9,743	9,719
	改訂後	9,131	9,056	9,058	9,046	9,020

Ⅲ 平成27年度以降の美馬市財政運営指針（第2次改訂）

I・IIを踏まえ、平成27年度以降の美馬市財政運営指針について、次のとおり改訂します。

改訂前（平成27年3月改訂）	改訂後（平成30年3月改訂）
<p>1. 平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。</p> <p>(1) 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。</p> <p>(2) 財政調整基金と減債基金の年度末残高の合計を20億円以上確保する。</p> <p>(3) 実質公債費比率（単年度）を<u>9%</u>未満に維持する。</p> <p>健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1. 平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。</p> <p>(1) 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。</p> <p>(2) 財政調整基金_____の年度末残高_____を20億円以上確保する。</p> <p>(3) 実質公債費比率（単年度）を<u>10%</u>未満に維持する。</p> <p>健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。</p>

1-(2) 財政調整基金の残高が既に20億円を超えていること、財政調整基金の残高について標準財政規模の2割という目安が有識者から示されていることを踏まえたもの。

1-(3) 平成28年度の実質公債費比率（単年度）10.6%に対し、財政力に見合った実質公債費比率※は9.6%であった。財政力に見合った実質公債費比率の分母は標準財政規模（算入公債費を除く）であるため、毎年度変動するが、概ね8.0%から10.0%で推移しているため、現状に則し変更するもの。

※ 普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の算定における留保財源（標準税収入額の25%）を実質公債費比率（単年度）の分子に置き換えて試算したもの。

改訂前（平成27年3月改訂）	改訂後（平成30年3月改訂）
<p>2. 平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取崩し等により対応する。</p> <p>また、<u>第2次行財政システム改革基本方針</u>の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となるよう取り組むものとする。</p>	<p>2. 平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取崩し等により対応する。</p> <p>また、<u>行財政改革指針</u>の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となるよう取り組むものとする。</p>

2 第2次行財政システム改革基本方針については、平成28年3月に「美馬市行財政改革指針」として策定。

改訂前（平成27年3月改訂）	改訂後（平成30年3月改訂）
3. 新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見通し」の見直しを行い、後年度の財政負担を検討するものとする。	3. 新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見通し」の見直しを行い、後年度の財政負担を検討するものとする。

〈参考〉

<p>平成27年度以降の美馬市財政運営指針</p> <p>平成22年2月 平成27年3月改訂 平成30年3月改訂 美馬市</p> <p>1. 平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。</p> <p>(1) 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。</p> <p>(2) 財政調整基金の年度末残高を20億円以上確保する。</p> <p>(3) 実質公債費比率（単年度）を10%未満に維持する。</p> <p>健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2. 平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取崩し等により対応する。</p> <p>また、行財政改革指針の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となるよう取り組むものとする。</p> <p>3. 新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見通し」の見直しを行い、後年度の財政負担を検討するものとする。</p>
--